

建設工事の一般競争入札実施について

今般、次の建設工事を総合評価落札方式によるダイレクト型制限付一般競争入札により行うので、志木市契約規則（昭和51年規則第10号）第3条の規定に基づき、次のとおり公告する。なお、本公告に記載のない事項については、志木市建設工事総合評価落札方式試行要綱及び志木市制限付一般競争入札（事後審査型）試行要綱の規定によるものとする。

令和2年2月6日

志木市長 香川 武文

記

1 工事の概要

- (1) 工事名 志木市新庁舎建設工事
- (2) 工事場所 志木市中宗岡1丁目1番1号
- (3) 工事概要 新庁舎建設工事
  - 建築工事 1式
  - 電気設備工事 1式
  - 機械設備工事 1式
  - 昇降機設備工事 1式
- (4) 工期 契約確定の日から令和4年4月28日（木）まで

2 入札手続き等の方法

本件入札は、志木市公共工事等電子入札運用基準に基づき、資料の提出、届出及び入札を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行うほか、志木市新庁舎建設工事落札者決定基準に基づき、落札者を決定する。

3 入札に参加できる者の形態

単体企業又は共同企業体いずれも可とする。共同企業体の要件は以下とする。

- (1) 共同企業体での入札参加希望者は自主的に共同企業体を結成すること。名称は共同企業体が特定できる名称を付すること。
- (2) 共同企業体は、代表者となる第1位構成員と第2位構成員の2者、または第3位構成員も含めた3者で結成すること。構成員の出資比率は、2者で結成する場合は100分の30以上、3者で結成する場合は100分の20以上とする。また、代表者の出資比率は100分の50以上とし構成員中最大とする。

#### 4 入札参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (2) 「平成31年度・令和2年度志木市建設工事等競争入札参加資格者名簿」（以下「資格者名簿」という。）に 建築一式工事の業種で登載されている者であること。
- (3) 資格者名簿に登載されている営業所を埼玉県に置き、当該営業所に本市と契約締結権限を有する者を置いていること。
- (4) 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく、資格者名簿の経営事項審査結果通知書又は総合評定値通知書の総合評点が、建築工事の種類「建築一式工事」で「1,600点以上」の者であること。共同企業体での施工の場合は、その他の構成員の総合評定値（P）が「1,200点以上（志木市内業者においては800点以上）」であること。
- (5) 建設業法に基づく建築一式工事について、特定建設業の許可を受けている者であること。
- (6) 平成21年4月1日以降公告日までの間に、国（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第1条に規定する法人を含む。）又は地方公共団体との請負契約により、以下の工事をいずれも元請として完成させた実績を有すること。なお、本工事に共同企業体として参加する場合、施工実績のある者としては、代表構成員その他構成員のいずれでも可とする。
  - ア 延べ面積10,000㎡以上の庁舎の新築改築又は増築工事（増築工事にあつては、増築部分の延べ面積が10,000㎡以上のものに限る。）に係る建築一式工事
  - イ 延べ面積5,000㎡以上の免震構造を有する施設に係る建築一式工事
- (7) 本工事に対応できる建設業法の許可業種に係る監理技術者を工事現場に専任で配置できる者であること。
- (8) 告示日から入札日までの期間、営業停止又は埼玉県内の公共機関から指名停止等の措置を受けていない者及び志木市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく指名除外措置を受けていない者であること。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (10) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。

#### 5 入札及び契約に関する事項

- (1) 入札保証金 免除（志木市契約規則第7条第1項第3号）
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10以上とする。ただし、履行保証保険に

加入した者は免除する。

- (3) 部分払 有り
- (4) 前金払 有り (志木市建設工事前払金要綱第2条第3項は適用しない。)
- (5) 中間前金払 有り
- (6) 予定価格入札書比較価格 (取引に係る消費税及び地方消費税を除く。)  
金 5,450,000,000 円
- (7) 調査基準価格入札書比較価格 (取引に係る消費税及び地方消費税を除く。)  
金 5,014,000,000 円
- (8) 失格基準価格入札書比較価格 (取引に係る消費税及び地方消費税を除く。)  
金 4,087,500,000 円

## 6 設計図書等

設計図書及び仕様書等 (以下「設計図書等」という。) は、希望者にDVDにて貸与する。希望者は、下記まで電話又はメールで連絡のうえ来庁希望日時を予約すること。来庁の際には、「志木市新庁舎建設工事様式集」の様式9「借用書」に必要事項を記載押印の上、持参すること。

### (1) 貸与期間・問合せ先

#### ア 貸与 (来庁) 期間

令和2年2月7日 (金) 午前9時00分から  
令和2年3月6日 (金) 午後4時00分まで  
(土日祝日及び各日、正午から午後1時を除く。)

#### イ 問合せ先

総務部新庁舎建設推進室  
電話 048-473-1111 (内線 2345、2271)  
メールアドレス shinchousha@city.shiki.lg.jp

## 7 設計図書等に関する質問

設計図書等に関して質問がある場合は、次のとおり、「志木市新庁舎建設工事様式集」の様式2「設計図書等に関する質問書」を電子入札システムにより提出すること。

### (1) 受付期間

令和2年2月25日 (火) 午前9時00分から  
令和2年3月6日 (金) 午前10時00分まで

(2) 質問に対する回答については、令和2年3月19日 (木) 午後3時00分までに電子入札システム上で提示する。

## 8 競争参加資格確認申請書等の提出

入札参加を希望する者 (以下「参加者」という。) は、次に示す期間内に電子入札システムにより競争参加資格確認申請書を提出するとともに、「志木市新庁舎建設工事様

式集」の様式1「入札参加申請書」（単体企業の場合）又は様式1-1から1-3（共同企業体の場合）を次のとおり郵送にて提出すること。郵送方法は書留・簡易書留のいずれかによりしなければならない。

(1) 競争参加資格確認申請書の提出期間

令和2年3月6日（金）午前9時00分から

令和2年3月13日（金）午後5時00分まで

(2) 入札参加申請書の提出先、期間、部数

ア 提出先

〒353-8501

志木市中宗岡1丁目1番1号

総務部新庁舎建設推進室（「入札参加申請書在中」と明記すること。）

イ 提出期間

令和2年3月6日（金）から

令和2年3月13日（金）まで（当日消印有効）

ウ 提出部数

1部

9 VE提案の適否に対する対話の実施

参加者が想定する、設計図書等で示された内容を変更する提案（以下「VE提案」という。）について、その適否の判定を本市が行うことを目的に、希望する参加者と対話を実施する。

なお、この対話は個別の参加者と本市で1対1の対面形式により行う。

(1) 対話希望申請書

対話を希望する参加者は、「志木市新庁舎建設工事様式集」の様式3「対話希望申請書」にVE提案の適否確認事項を記載し、その内容を説明する資料（任意様式）と合わせて、次のとおり郵送にて提出すること。郵送方法は書留・簡易書留のいずれかによりしなければならない。

(2) 対話希望申請書の提出先、期間、部数

ア 提出先

〒353-8501

志木市中宗岡1丁目1番1号

総務部新庁舎建設推進室（「対話希望申請書在中」と明記すること。）

イ 提出期間

令和2年3月19日（木）から

令和2年4月3日（金）まで（当日消印有効）

ウ 提出部数

1 2部及び電子ファイル1部（CD-ROM又はDVD-ROM。作成ソフトは任意とするが、PDF形式データの提出とする。なお、PDFのセキュリティ設定は「印刷」及び「内容のコピー」を許可とすること。）

(3) 対話の実施日時及び場所

ア 実施日時

令和2年4月15日（水）午前9時00分から

令和2年4月17日（金）午後5時00分までの間の2時間程度

（参加者ごとに市が指定し別途通知する。）

イ 場所

アとともに通知する。

(4) 対話結果の通知及び公開

参加者との対話の結果は、個別の参加者ごとに電子メールにより令和2年4月23日（木）に通知する。全ての対話の結果は、令和2年4月24日（金）午前9時までに市ホームページに掲載する。ただし、対話において適と判断した内容のうち、個別の参加者が公表を不可としたものについては公開しない。また、適否の判断理由については、対話時に示すものとする。

10 技術提案書

(1) 技術提案書の内容

参加者は、本工事の実施に当たり、設計図書等の内容に基づいた提案書（以下「技術提案書」という。）を提出するものとする。ただし、VE提案を行う参加者については、対話において適と判断されたVE提案の内容を反映し、設計図書等で示された内容を変更した上で、技術提案書を提出することができる。なお、技術提案書の様式は、「志木市新庁舎建設工事様式集」の様式5から様式7-3によるものとする。また、技術提案書には、入札参加申請の添付書類提出後に通知された受付記号を記入すること。

(2) 技術提案書の提出方法

参加者は、次のとおり技術提案書及び添付書類一式を郵送にて提出すること。郵送方法は書留・簡易書留のいずれかによりしなければならない。

なお、技術提案書は「志木市新庁舎建設工事様式集」に記載の【各様式による提出資料作成時の留意点】に従い、ファイリングすること。

ア 提出先

〒353-8501

志木市中宗岡1丁目1番1号

総務部新庁舎建設推進室（「技術提案書在中」と明記すること。）

イ 提出期間

令和2年5月18日（月）から

令和2年5月22日（金）まで（当日消印有効）

ウ 提出部数

（ア）技術提案書（様式5）：1部

（イ）技術提案書【技術提案部分】：12部及び電子ファイル1部（CD-ROM又はDVD-ROM。作成ソフトは任意とするが、PDF形式データの提出とする。なお、PDFのセキュリティ設定は「印刷」及び「内容のコピー」を許可とすること。）

（ウ）技術提案書【実績部分】：3部

（3）技術提案書に関する確認の実施

審査の過程で必要と認める場合、技術提案書の内容を確認するために、補足説明の要請等を行う場合がある。

1.1 入札参加資格確認申請書等の提出

入札参加を希望する者は、「志木市新庁舎建設工事様式集」の様式8-1「入札参加資格確認申請書」及び入札参加資格の確認に必要な資料（以下、「確認申請書等」という。）を次のとおり提出すること。

（1）提出方法

前記、「1.0 技術提案書」による郵送書類に同封するものとする。なお、書類に不備等があった場合は、是正を求める場合がある。

（2）提出部数

2部（正本1部及び副本1部。副本は、正本を複写したもので可。）

1.2 入札書提出期間

入札書及び「志木市新庁舎建設工事様式集」の様式4「工事費内訳書」を、次の受付期間に電子入札システムにより提出すること。

（1）受付期間

令和2年6月8日（月）午前9時00分から

令和2年6月12日（金）午後5時00分まで

1.3 ヒアリング

参加者が提出した技術提案書の内容を確認するために、下記日程でヒアリングを実施する。

令和2年6月下旬（時間・場所の詳細は、別途参加者に通知する。）

1.4 開札日時

令和2年7月6日（月）午後3時00分

1.5 入札参加資格の有無の確認

志木市制限付一般競争入札（事後審査型）試行要綱に基づき開札後に確認する。

## 1.6 低入札価格調査制度

志木市建設工事競争入札の低入札価格調査制度要綱（平成13年4月1日制定）を適用する。

## 1.7 入札に関する注意事項

### (1) 入札の執行

電子入札システム上で競争参加資格確認申請書受付票を受領した者であっても、開札日時時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

### (2) 入札書に記載する金額

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### (3) 提出書類

入札金額見積内訳書を電子入札システムによる入札書提出の際に添付すること。

### (4) 入札回数

入札回数は1回とする。

### (5) 入札の辞退

志木市公共工事等電子入札運用基準によるものとする。

### (6) 損害賠償の予約

契約締結後、この契約に関し、談合その他不正行為があったとして、公正取引委員会の審決確定又は課徴金納付命令の確定があったとき、又は使用人を含め、刑法による刑が確定したときは、この契約による請負代金額の10分の1に相当する額を請求することができるものとする。ただし、市に生じた損害額が請負代金額の10分の1に相当する額を超えるときは、志木市がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。工事が完成した後も同様とする。

### (7) くじ

総合評価点が同点となった場合には、くじ引きにより落札者を選定する。

### (8) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 入札に参加する資格のない者がした入札

イ 電子証明書を不正に使用した者がした入札

ウ 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札

エ 談合その他不正行為があったと認められる入札

オ 入札書類提出後に入札参加資格の確認を行う場合において、入札公告又は入

札執行者の指示による書類を提出しない者がした入札

カ 虚偽の確認申請書等を提出した者がした入札

キ 入札後に辞退を申し出て、その申し出を入札執行者に受理されたものがした入札

ク その他公告に示す事項に反した者がした入札

#### 18 その他

(1) 本件入札に関し提出された書類は、返却しない。

(2) 落札者は、確認申請書等に記載した配置予定技術者を当該工事の現場に配置すること。

(3) 入札参加者は、入札後、この公告、落札者決定基準、志木市契約規則、志木市建設工事請負契約約款、設計図書等及び現場等について、不明を理由として異議を申し立てることはできない。

#### 19 問合せ先

総務部総務課 発注管財グループ

電話 048-473-1111 (内線 2223、2226)

メールアドレス soumu@city.shiki.lg.jp